

社会福祉法人山陽新聞社会事業団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山陽新聞社会事業団（以下「当法人」という）定款第八条および第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事及び監事には、1人あたりの各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員には定款第八条で定める1人あたりの各年度の総額を越えない範囲で別表1のとおり、出席・出勤の都度、報酬を支給する。ただし理事長、専務理事には支給しない。

(公表)

第3条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

(1) 理事

	日額（源泉所得税控除後）
理事会等会議への出席	1万円
上記の他、法人のための出勤	1万円

(2) 監事

	日額（源泉所得税控除後）
監事監査、理事会、評議員会等への出席	1万円
上記の他、法人のための出勤	1万円

(3) 評議員

	日額（源泉所得税控除後）
評議員会への出席	1万円
上記の他、法人のための出勤	1万円